

## 第35回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月13日(月)午後1時50分から午後2時50分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(11人)

会	長	14番	前川	正人				
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一	
		5番	唯野	哲夫	6番	坂本	雄司	
		7番	後藤	義昭	10番	佐藤	雄一	
		11番	武島	竜太	12番	中和田	吉彦	
		13番	目黒	正一				

4. 欠席した農業委員(2人)

3番	伊東	登	9番	小島	良金
----	----	---	----	----	----

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	陶裕人
農地係長	門馬優樹
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第3号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第2項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和6年度第1号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和5年度相馬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻前ですが、お揃いなので全員ご起立を願います。一同「礼」着席願います。

議 長            本日は、第35回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第35回相馬市農業委員会総会を開会いたします。本日欠席の届出は3番伊東登委員、9番小島良金委員です。日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長        それでは、先月の総会以降の諸般についてご報告申し上げます。お手元の資料 諸般の報告をご覧ください。4月12日（金）第34回総会終了後に農業振興委員会を開催、本日の総会の議案第7号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、目標地図（素案）の確認について協議を行っております。4月26日（金）第35回総会に係る議案を郵送で配布をさせていただいております。5月7日（火）、8日（水）に本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長            次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。8番三國実加委員、10番佐藤雄一委員、ご両名を指名いたします。次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長            次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分について、を議題といたします。（1）農地の転用事実に関する照会について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局           報告第1号専決処分、農地の転用の事実に関する照会について、説明申し上げます。福島地方法務局相馬支局登記官から、

令和6年4月1日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2週間以内に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在は議案書記載のとおりです。令和6年4月3日に佐畑幸一2番農業委員と佐藤辰雄農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、転用目的「自己住宅・駐車場」で、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和6年4月11日に土地の現況を「非農地の宅地」と回答いたしました。

なお、許可申請者の●●●さんは、●●●●●字●●●●●番地の●●●●●に住民票を移し、生活しています。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に報告第2号報告事項について、を議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について(3)農地転用許可に係る工事完了報告について(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(5)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理しました。こちらは通常、農地以外の目的で土地を造成する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、農業委員会の転用許可を要せず、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。去る5月7日(火)、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員とともに現地調査を実施しました。番号1の農業用施設の工事内容については、農地法第5条の農地転用許可申請、番号2番と関連があり、既に農機具

を格納する倉庫が造成されている状況で、今回の転用申請にあたり、追認の形で届出をいただいたところです。

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。農地転用許可を受けた事業者は、許可の3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。去る5月8日に10番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1について、転用目的が宅地分譲(2区画)用地となっており、番号1について、工事の進捗率が造成20パーセント、建設0パーセントと報告を受けておりますが、現地調査を実施したところ、造成工事等は行われておらず、草刈等の管理のみとなっております。工事の進捗が遅れている理由については、進入路を、申請地から南側にある市道中部395号線に造成する計画であるが、隣地の土地所有者からの同意が得られていないことが理由であると報告を受けています。本事業者に対して、令和元年7月12日に許可を受けてから現在に至るまで、工事が進捗しておらず、実現の見込みがない場合、許可の取消申請、若しくは事業計画が必要である旨、去る4月8日に農業委員会の窓口にて、口頭指導を実施しているところです。番号2について、転用目的が建売住宅(2棟)、駐車場用地となっており、工事の進捗率が造成5パーセント、建設0パーセントと報告を受けておりますが、現地調査を実施したところ、造成工事等は行われておらず、草刈等の管理のみとなっております。工事の進捗が遅れている理由については、申請地北側隣接地に雑木が生えており、それが原因で日当たりが悪く、隣接地の土地所有者に雑木の伐採依頼を行っているところだが、相続の関係で実行できていないという報告を受けています。本事業者に対して、令和2年6月12日に許可を受けてから現在に至るまで、工事が進捗しておらず、実現の見込みがない場合、許可の取消申請、若しくは事業計画が必要である旨、4月8日に農業委員会の窓口にて口頭指導を実施しているところです。

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は7件の報告を受理いたしました。番号1番、番号3番、番号5番、番号6番については、去る5月7日に、8番委員、9番委員、

10番委員、とともに、番号2番、番号4番、番号7番については、去る5月8日に10番委員とともに現地調査を実施しました。現地調査の結果、2番案件について、太陽光パネルから電柱までにかかる架空線について、市道を跨いで敷設がされており、都市整備課への道路法の占用許可申請が必要なところ、申請されていないことが判明したため、事業者に対し、指導を実施しました。そのほかの転用については、農地転用の許可条件のとおり工事が完了していることを確認いたしました。

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は6件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は7件の通知がございました。解約の理由はいずれも耕作者都合による解約となっています。なお、解約後の農地の耕作者については、相対契約による耕作者が決まっている状況です。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員願います。

5番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。去る5月2日に譲受人と長男に会って聞き取り調査を実施しております。権利の設定内容は所有権の移転(売買)となります。そして、5月7日には8番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して結果を報告したいと思います。権利の設定内容は、所有権移転(売買)になり

ます。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査にて確認しました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、許可基準第4号農作業従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無については、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第6号地域調和要件については、議案書記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、「意見なし」との回答をいただいております。許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長                    番号2番について調査担当委員である9番小島良金委員が本日欠席していることから、代わりに事務局より報告願います。

事務局                    それでは調査担当委員より提出いただきました調査報告書を事務局より代読させていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請。2番案件についてご報告申し上げます。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。去る5月2日、地区担当の推進員と共に譲受人宅を訪問し、聞き取り調査を行いましたので、調査員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況。世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書に記載のとおりです。譲受人の、農業機械の所有状況。世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人は、不耕作地がないことを、聞き取り調査にて確認いたしました。よって許可基準第1号全部効率利用要件、許可基準第4号農作業従事要件に

については、要件を満たしております。次に許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため、非該当であります。次に許可基準第3号信託契約の有無については、議案書記載のとおり、該当ありません。次に許可基準第5号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸・質入れの事実はないため、非該当であります。最後に許可基準第6号地域調和要件については、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から許可基準第6号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。また地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答を頂いております。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件について、許可定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1番ですが、譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。

転用後の用途は、太陽光発電施設用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、「該当なし」と記載ありますが、「該当あり」の誤りですので、訂正をお願いします。なお、備考欄記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾、及び売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

案件2番です。譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅、駐車場用地です。また、譲受人の上段「●●●●」氏は譲渡人「●●●●●」氏の子であり、下段「●●●●●」さんは「●●●●●」氏の●です。夫婦で住所地が異なっていますが、現在は●●●●のアパートに同居しており、今後申請地に住宅を整備し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、使用貸借です。工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

案件3番です。譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅、駐車場用地です。また、譲受人は譲渡人の孫であり、現在住んでいるアパートに家族5人で暮らしていますが、手狭なため申請地に住宅を整備し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。工事期間は、許可の日から7ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

案件4番です。こちらは、令和6年2月14日付けで「農地法第5条の規定による許可申請」がありましたが、農業委員会の現地立会の際に指摘した排水経路の整備について、排水経路の設計や関係法令の許認可を含む排水計画の再検討に時間を要することを理由に、令和6年3月11日付けで「同許可申請の取下願出書」の提出があったため、受理したもの

です。今回、排水計画等を整理した上で、改めて申請がありましたので、説明いたします。譲受人と譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電施設用地です。権利の移転設定の内容は、地上権の設定です。工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾、法定外公共物占用許可（架空線）、法定外公共物土木工事許可（水路）、道路法24条申請承認、同変更承認、森林法の規定による伐採届出確認通知、森林法の規定による小規模林地開発計画承認、景観法の規定による景観計画区域内における行為の届出審査済み、及び土地改良区意見書を受けていることを確認しております。土地利用計画について説明いたします。まず、別紙①について、申請地①～併用地⑥までの位置図のとおりです。次に、別紙②について、こちらは、雨水排水経路です。まず、地形について説明いたします。申請地②と申請地①は高低差があり、南側が高く、北側に向かって段々に低くなっています。雨水は、自然浸透を原則としますが、余剰が発生した場合、申請地②内の最も低い位置Aから、既設の法定外水路（土側溝）に排水します。同土側溝に排水した雨水は、西側から東側に流れ、道路沿いに新設する土側溝Bを經由して、申請地①に排水します。一方、申請地①の余剰分の雨水は、西側から東側へ流れます。そして、申請地②の余剰分の雨水と申請地①の余剰分の雨水が集約され、申請地内で最も低い位置Cから新設の暗渠管を通じ、事業用地外の道路内集水枡Dへ排水します。事業地の外側の雨水の流れについては、道路内集水枡Dから道路内に新設された暗渠管および道路側溝に排水され、既設の法定外水路Eに排水します。なお、法定外水路Eの隣接農地の所有者から同意を得ております。最後に、別紙③について、太陽光パネル等配置図のとおりです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。なお、本件は農地転用面積が30アールを超える申請のため、農地法に規定する一般社団法人県農業会議への意見聴取が必要になります。そのため、本総会で「承認」と議決いただいた場合の事務手続きですが、5月24日（金）に県農業会議

が開催する第99回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答を受けてからの承認となります。事務局の説明は以上です。

議長 続いて調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番、番号2番、番号3番について担当委員挙手願います。8番三國実加委員お願いします。

8番 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件についてご報告いたします。去る5月7日に9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を実施いたしました。調査担当委員を代表して調査結果を報告したいと思います。1番案件ですが、許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を住宅、原野で囲まれた概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能であることを判断いたしました。以上のことから立地基準を満たしている判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策を取ることで、周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。以上のことから許可相当と判断いたしました。次に2番案件ですが、許可基準第1号の立地基準については、申請地は周囲を住宅・原野で囲まれた概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、息子夫婦の住宅の建設ということで、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能と判断いたしました。以上のことから、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策を取ることで、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。以上のことから許可相当と判断いたしました。3番案件ですが、許可基準第1号の立地基準について、申請地は水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、

かつ概ね500メートル以内に2つ以上の教育施設がある、公共施設便益区域内農地に規定された基準の満たした農地であることを現地調査で確認し、第3種農地と判断いたしました。したがって許可基準第2号は非該当です。以上のことから立地基準を満たしていると判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策をすることで、周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。また地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。以上の事から許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて番号4番について、担当委員举手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について4番案件についてご報告いたします。現地調査の結果、3月の総会で取り下げられた案件です。去る5月7日に8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を実施いたしました。調査担当委員を代表して調査結果を報告したいと思っております。申請人、申請地につきましては議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にあるその他の農地で第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は不可能であることを判断いたしました。以上のことから立地基準を満たしている判断いたしました。続いて許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策をすることで、周辺農地への影響・支障は無いものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。以上の事から許可相当と判断いたしました、

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願

ます。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。次に、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について、を議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について、ご報告いたします。去る5月7日に8番委員、9番委員、事務局2人と共に、現地調査を実施いたしましたので調査委員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。申請地の現況は転用の許可条件のとおり住宅を建設していたことを●●●●●●●の報告書の写真で確認いたしました。したがって申請地の現況は宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか

( 「異議なし。」との声 )

議 長 よって議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。次に議案第4号現況確認証明申請について、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いいたします。

10番 議案第4号現況確認証明申請について番号1番をご報告します。去る5月7日に7番委員、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と共に現地調査を行いましたので調査担当委員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。申請地は議案書記載とおり、今後も農地として耕作することが困難であると判断して、申請地目どおり原野であることを確認いたしました。また、地区担当の推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって非農地として回答することが妥当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 次に事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 よって議案第4号現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。次に議案第5号について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から13番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局より、ご説明申し上げます。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年を実施している農地の利用状況調査にて、再生利用が困難な農地として分類された農地について、「農地」に該当するか否かの判断についてご審議いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料を事前にお配りしています。こちらは現地調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。説明は以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る5月7日に8番委員、9番委員、事務局2名と共に、現地調査を実施してまいりました。担当調査委員を代表いたしまして調査結果をご報告いたします。番号1番、

番号9番、番号12番、番号13番の現況は原野と判断いたしました。番号2番から番号8番の現況は山林と判断いたしました。番号10番、番号11番は農地と判断いたしました。また番号12番、番号13番は、地区担当の農業委員、推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答を頂いております。よって、番号10番、番号11番以外は非農地として判断することが妥当であると判断いたしました。報告は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり非農地と判断することに決せられました。次に議案第6号令和6年度第2号農用地利用集積計画について、を議題といたします。本件に関し、番号1番から番号10番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より

説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号第2号農用地利用集積計画について事務局より説明いたします。今回10件の提出がありました。詳細につきましては議案書記載のとおりとなっております。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりであります。番号1番から番号8番までは新規の利用権設定となります。内訳ですが番号1番及び番号2番はこれまでは相対契約でしたが農業委員会を通しての利用権設定となります。番号3番はこれまでは相対契約でしたが、今回、中間管理機構を通じての利用権設定となります。番号4番から番号6番は、これまで別の耕作者との相対契約でしたが、今回新たな耕作者と中間管理機構を通じての利用権設定となります。番号7番は同一人との相対契約でしたが、今回、中間管理機構を通じての利用権設定となります。番号8番は、これまで別の耕作者との相対契約でしたが、今回新たな耕作者と中間管理機構を通じての利用権設定となります。番号9番から番号10番については再設定による利用権設定となります。いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、満たしております。説明は以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号令和6年度第2号農用地利用集積計画については同意することに決せられました。次に議案第7号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化

の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長願います。

振興委員長 議案第7号につきましては、ご説明申し上げます。去る4月12日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、振興委員の皆様協議をいただきました。協議内容等について、ご説明いたします。令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、事務局より、活動内容、活動実績についての説明を受け、概ね、年度当初の計画に沿った活動を実施してきたことから、事務局案を了とすることに決定いたしました。

なお、詳細については、事務局より補足説明をお願いします。報告は以上です。

議長 続いて事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、『令和5年度最適化活動の目標の設定等』に基づき、農業委員会の実績及び点検・評価結果をまとめたものです。「Ⅰ農業委員会の状況」は、議案書記載のとおりです。「Ⅱ. 最適化活動の実施状況」  
「1. 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」①現状及び課題②目標は記載のとおりです。③実績は5年度の新規集積面積が42ヘクタール減少したため、5年度末の集積面積(累計)は1,379ヘクタール、集積率は42.0パーセントで、目標(44.3パーセント)に対する達成状況は94.8パーセントです。この実績をふまえ農業委員会の点検結果については原因として米価の低迷や燃料費・資材費の高騰等、厳しい状況にある中で耕作しない農地が増加している。とまとめさせていただきました。(2) 遊休農地の発生防止・解消①現状及び課題②目標は記載のとおりです。③実績はア既存遊休農地の解消a緑区分の遊休農地の解消、5年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.4ヘクタール、達成率52.2パーセントでした。イ新規発生遊休農地の解消、4年度に新規発生した緑区分の遊休農地のうち5年度中に解消した実績面積は1.4ヘクタールでした。④その他農地の利用状況調査について令和5年7月か

ら9月まで調査、令和5年11月に調査結果の取りまとめをそれぞれ実施しました。調査結果は、1号遊休農地の面積64.0ヘクタールで、内訳は緑区分の遊休農地51.6ヘクタール、黄区分遊休農地12.4ヘクタールでした。農地の利用意向調査について令和5年12月に調査、令和6年1月に調査結果の取りまとめを実施しました。この実績をふまえ農業委員会の点検結果については利用状況調査や、農地パトロール活動を実施し解消に努めた。黄区分の面積が減少したものの、耕作又は管理されている農地から緑区分への異動面積が増加したため、1号遊休農地の面積が増加した。とまとめさせていただきました。

(3) 新規参入の促進①現状及び課題②目標については記載のとおりです。③実績については新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は7.5ヘクタールで、目標に対する達成状況は44.6パーセントでした。この実績をふまえ農業委員会の点検結果については農地中間管理機構を通しての利用権設定により1件の新規参入があった。農地利用状況調査実施後の農地利用意向調査により、貸付意向があった6.0ヘクタールについて、農地中間管理機構へ依頼を行った。貸付意向のあった1.5ヘクタールについて、相馬市農地バンクHPに公表した。とまとめさせていただきました。新規参入者の1経営体は●●●●●●●●●●でした。

2. 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 (2) 活動強化月間の設定①目標の活動内容は記載のとおりです。②実績は活動強化月間の設定回数は2回、取組時期令和5年8月取組項目遊休農地の解消強化月間の結果利用状況調査の実施、遊休農地解消活動として、遊休農地にひまわりの播種実施でした。取組時期令和5年12月取組項目農地の集積・集約強化月間の結果小作料の支払時期及び次期作への準備時期に合わせ、耕作の意向確認や利用調整活動の実施でした。

(3) 新規参入相談会への参加①目標は議案書記載のとおりです。②実績は新規参入相談会への参加回数1回、開催時期は令和6年1月相談会名、新・農業人フェア、参加者数2名(事務局、坂本委員)開催場所は東京都、相談会の内容、市の出展に併せて、農業委員が同行し、来場者からの就農意向について相談対応や情報収集を行うとともに市の農業についてPRを実施

しました。目標の達成状況の評語については成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入することとなり、『目標に対して期待どおりの結果が得られた』です。推進委員等の点検・評価結果について、成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとに推進委員等の人数を記載しています。評語に対する推進委員等の人数は記載のとおりです。Ⅲ事務の実施状況についてご説明します。1 総会、部会の開催実績については総会を年12回開催しました。振興委員会は年6回、推進委員会は年1回、全体協議会は年1回それぞれ開催しました。2 農地法第3条に基づく許可事務は1年間の処理件数は34件、うち許可34件です。処理期間は記載のとおりです。3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）は権限移譲の状況は記載のとおりです。1年間の処理件数は53件、うち許可相当が53件です。処理期間は記載のとおりです。4 違反転用への対応は令和4年度末時点の実績で違反転用面積1.3ヘクタールあり、違反転用解消のために実施した活動内容は違反転用者に対し、追認許可申請を行うように指導し、違反転用解消面積1.3ヘクタールでした。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第7号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について原案のとおり同意することに決せられました。以

上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長           ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第34回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 8番 三國 実加

議事録署名委員 10番 佐藤 雄一